

第4回高知県安全安心まちづくり検討会議事録

- 1 開催日時 平成18年12月18日(月) 14時~15時23分
- 2 開催場所 高知共済会館3階「赤帝」
- 3 出席者 検討会委員(50音順)
- | | |
|--------------------------|--------|
| 弁護士 | 稲田 知江子 |
| 高知県建築士会女性部会幹事長 | 岡本 佐代子 |
| 高知県老人クラブ連合会副会長 | 小橋 容之 |
| 嶺北地区地域安全協議会地域安全アドバイザー | 式地 真美 |
| 高知短期大学教授 | 関根 猪一郎 |
| 高知県連合婦人会会長 | 寺尾 敦子 |
| 布師田地区タウンポリス代表 | 西沢 敏行 |
| 高知県小中学校PTA連合会母親委員長 | 林 比菜恵 |
| 南国市立三和小学校長 | 山本 淳一 |
| 高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長 | 由原 隆一 |
| 高知県経営者協会専務理事 | 渡辺 泰方 |
| 事務局 | |
| 高知県文化環境部部長 | 島田 京子 |
| 同 副部長 | 坂本 彰 |
| 同 県民生活課長 | 松岡 さゆり |
| 同 県民生活課 チーフ | |
| (安全安心まちづくり担当) | 宮地 功 |
| 同 県民生活課 主任 | 高橋 敦子 |
| 同 県民生活課 主任 | 中野 自書 |
| 高知県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長 | |
| | 竹本 徳治 |
| 同 少年課長 | 北村 明彦 |
| 同 警察総合相談室長 | 稲野 利三郎 |
| 同 地域安全対策推進室長兼街頭犯罪抑止対策室長 | |
| | 中森 茂 |
| 高知県健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐 | 白石 文広 |
| 同 こども課 チーフ | |
| (青少年健全育成担当) | 棚野 真一 |
| 土木部道路課 専門企画員 | 中島 俊彦 |

同 都市計画課 課長補佐 野々村 毅
住宅企画課 主任 大原 勝一
建築指導課 建築審査班長 北村 秀博
総務部政策法制課 主任 小谷 尚二郎
高知県教育委員会教育政策課 チーフ
(企画調整担当) 合田 和穂
同 児童生徒支援課 専門企画員 永田 新助

- 4 議 題 (1) 提言(案)「犯罪のない安全で安心なまちづくりのために」に関する意見交換
(2) その他

5 議事録

事務局(県民生活課 宮地)

ただいまから、第4回高知県安全安心まちづくり検討会を開催します。本日は年末のお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、野町委員さん、山崎委員さんが議会のため欠席されていますのでご報告いたします。

これでは、これからの進行は稲田会長さんをお願いします。

稲田会長

皆さん、こんにちは。本日でこの検討会も今年度最後になりますので、最終的な提言として取りまとめたいと思います。

前回の会議でいただいたご意見による修正と事務局で文言を直していただきましたその提言案をもとに、県がパブリックコメントを行いましたので、その結果を踏まえまして協議を行いたいと思います。

まずお手元に修正内容の一覧表とともに、現時点の提言案があると思います。事務局の方から前もってお送りしたということが、目を通してくださっていると思います。この案をもとに協議を進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではパブリックコメントで県民の方から寄せられたご意見と、ご意見への対応について事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局(県民生活課 松岡)

安全安心まちづくり条例の制定にあたりまして、県民からの意見の募集を12月1日から14日まで行いましたので、その内容と整理につきましてご報告させていただきます。

意見の募集にあたりましては、提言案を県民生活課、県庁1階の県民室、各市町村の安全安心担当課窓口で閲覧できるようにいたしましたほか、県民生活課のホームページから

ダウンロードできるようにいたしまして、提言案へのご意見は郵送・ファックス・メールで受け付けることにしておりました。その結果、2名の方から計6件のご意見をいただきました。

いただきましたご意見の概要と考え方につきまして、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思えます。

まず、提言案の中の『前文』へのご意見にあたりと事務局で整理をさせていただいた意見です。ご意見の概要は「昔の地域社会は一つの価値観を押しつけ、お互いに監視するものであったが、これからの地域社会のあり方は、現在の生活様式の上に自分達の地域の安全をともに守ろうとする新しいものであってほしい。こうしたこれからの地域社会づくりにあっては、個々人の自主性が重んじられなければならないと思うし、活動への参加が強要されることがあってはならないと思う。」というものでございました。これは考え方に関するご意見と承りました。

整理といたしまして、「犯罪のない安全で安心なまちづくりは、地域の住民の方の自主的な活動によることを基本としており、活動への参加は自由意志によるもので、強制されるものではない」と考えています。

県といたしましても、こうした視点ですとか、プライバシーの尊重という意味からも、基本的な人権に配慮がされる中で取り組む必要があるということ条に盛り込みたいと考えておりました。このご意見は提言案に反映するという事で、提案をさせていただきたいと思えます。反映としましては、前文の部分に追記をするということでございます。

次のご意見は、『広報啓発の実施』に対してのご意見と整理をいたしました。「多くの人々は身近な犯罪を他人事と考えていると思われるので、マスコミの協力を得て、鍵掛け確認キャンペーンなどわかりやすく集中的なキャンペーンを実施してほしい。」というご意見でした。これは今後の取組に関するご意見だと思えます。

提言案には、県民の防犯意識を高めるための広報・啓発の実施が盛り込まれており、ご意見のあったキャンペーンもその効果的な取組例と考えます。今後の取組を検討する中で参考にさせていただきますということで、既に提言に盛り込まれている内容ということで整理をいたしました。

3つ目は『県民の自主的な活動の促進のための支援』について、「各種団体が活動内容について硬直していないか検証してみる必要があると思う。地域によっては同じ人が毎年同じ内容で活動しているように見受けられる。」というご意見でございました。

これにつきましては、取組に関するご意見と考えます。提言案にも「地域で活動する団体は、犯罪防止の活動に自主的かつ積極的に取り組むことが必要であり、県はその活動の促進のために情報の提供や助言をする」ということが盛り込まれております。県といたしましては、この提言の内容を条に盛り込みまして、その団体の支援に努めていきたいと

考えております。各種団体におきまして、自ら検証に努めながら活動を活性化するようにしていただきたいと考えておりますので、これも既に提言に盛り込まれている内容であるという整理をさせていただきました。

続きまして、『少年の健全育成』に関することでございます。「少年非行が刑法犯全体の4割をも占めていることは大変重いことであるが、県民の生活の安全安心を脅かす少年非行を防止するため補導を強化するというのではなくて、子どもたちの健全な育成のために『非行に走ることから守る』取組を進めるものであってほしい。」ということでございます。

これも考え方に関するご意見でございますが、これまでこの検討会で議論がありましたとおり、この提言はご意見のとおり理念に基づいた提言になっておりますので、その精神は策定される条例や取組に反映させていきたいと考えております。従いまして、既に提言に盛り込まれている内容であると整理をさせていただきました。

同じく『少年の健全育成』に関するご意見でございますが、「青少年の規範意識を充実するため、体育関係者と連携をしまして県民がスポーツに参加して、健全な方向を目指す施策を。具体的には、小学校の児童全てにスポーツの楽しさを理解してもらいたい。」というご意見がございました。これも今後の取組に関するご意見だと思います。

提言では、青少年が法やルールを守る意識を育てることの必要性に触れておりますが、ご意見にありましたスポーツ活動はルールを守ることを学ぶ場として大切だと考えております。現在、県としまして、生涯スポーツ社会の実現に向け、総合型の地域スポーツクラブの設立の支援を進めており、既に取り組んでいることでもあります。既に提言にも盛り込まれている内容と整理をさせていただきました。

最後でございますが、『公共の場所における安全の確保』ということで、「防犯カメラの増設について」でございます。「増加している凶悪犯罪への抑止力を強めるために、防犯カメラの増設が必要と考えます」とのご意見がありました。「県の予算が厳しいのは承知しているが考えていただきたい」というご要望でございますが、これも取組に関するご意見と考えます。

防犯カメラにつきましては、犯罪を抑止する上で効果があると思いますが、同時に設置、運用をするにあたりましては、プライバシーへの配慮など人権への配慮も欠かせないものですので、具体的な設置場所や環境、取り扱いなどのさまざまな視点で個別の検討が必要だと考えております。従いまして、これは提言に盛り込む内容でないということで整理をさせていただきました。

事務局の整理としては以上でございます。ご議論をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

稲田会長

はい、ありがとうございました。

このようないろんなご意見をいただいたわけですがけれども、結局、盛り込まなければならない、対応をしなければならないものは一番上のご意見で、前文に盛り込んだらどうかという内容で、「基本的人権に配慮しながら」という文言を加えるということです。これにつきまして何かご意見はございますでしょうか。

基本的人権ということで、文言としては非常に大きいくくりになっているんですね。で、私はちょっとそれは気になって事務局ともお話をしたんですがけれども、結局、意味としては活動に対して参加を強要されるというのではなくて、自由意志に基づいているということ、それから、見守り活動などの中でも、やはり、プライバシーということもやっぱり出てくると思いますし、その尊重という視点も必要だと思います。そのようなさまざまなことがあって、「基本的人権に配慮しながら」ということで、提言案としては大きなくくりで書かれているということだと思いますので、それはそういう文言でよろしいのかなという気はいたしますが、何かございますでしょうか。

この点はよろしいでしょうか。

関根委員

自主的な参加がこの趣旨だと思います。

稲田会長

そうですね。プライバシーのようなものもやっぱり入ってくるだろうということで、ちょっとくくりが非常に大きいかと思うんですがけれども、提言案の趣旨としてはこの程度でどうかということです。

他に何かこのご意見・内容、あるいは何か他にご意見というのはございますでしょうか。

前回から変更されたところもきれいに整理をさせていただいていると思います。10ページあたりを大幅に変えていただいたわけですがけれども、これも前回の議論を踏まえまして事務局の方で趣旨を書かせていただいていると思います。

事務局（県民生活課 松岡）

先ほどの説明に少し補足をいたします。

公共の場所における安全の確保で、防犯カメラのところですがけれども、ちょっと言葉が足りなくて申し訳ございません。取組に関する意見のところ「したがって」のところでございますが、「設置にあたっては具体的な設置場所や環境、取り扱いなどのさまざまな視点での検討が必要だと考えます」ということで、「設置にあたっては」という言葉が、表記にも説明にも抜けてしまいました。設置にあたってそういう具体的な検討、個別の対応が必要だという趣旨でございます。申し訳ありません。

稲田会長

はい、分かりました。

ちなみに、この考え方というのは、ホームページの方でもご意見に対する返答という形で公表されるということですか。

事務局（県民生活課 松岡）

一人一人の方に回答するのではなく、ホームページで公表させていただくということで対応させていただきます。

稲田会長

分かりました。

それから、事務局の方で追加というか、テーマがあるのでしょうか。

事務局（県民生活課 松岡）

お手元に1枚「14 少年の健全育成」というペーパーを用意させていただきました。

まず提言書の11ページから12ページに渡っております「14 少年の健全育成」の部分につきまして、書き抜いたものでございますけれども、11ページの下に少年の健全育成のところで、ちょっと大きめの字で、「次代を担う少年の健全育成について定める必要があります」と、さらりと書いているわけでございますけれども、12ページの本来の趣旨に沿ったもっと詳しい説明をこの表記の方にもさせていただくため、少し表現を具体的にさせていただいて、意を尽くすような形にしたものでございます。

内容としましては、「次代を担う少年が健全に育つため、犯罪の被害から守ることに加えて、犯罪を起こすことから守るための環境づくりについて定める必要があります。」と。これは前回もこの議論の中で話し合いがあった内容でございますので、それをこの部分に詳しく書かせていただいたということでございます。ご協議をお願いいたします。

稲田会長

ありがとうございました。このように書き換えるということについて何かご意見ございますでしょうか。（意見なし）

よろしいですか。やはり安全安心まちづくりという趣旨から、より「環境づくり」というところに重点を置いて書き直したということだと思いますので、よろしいかと思えます。

他に何か提言案についてお気づきになった点はございますか。

渡辺副会長

それではちょっと口火を切らせていただきます。

2ページの「1 県内の犯罪の発生状況」ですね、その4行目、こういう表現の仕方が普通なのかどうか分かりませんのでお聞きするんですが、「昭和期の比較的治安が安定していた昭和54年頃」というような、こういう表現というのはどうなんでしょうか。

事務局（県警本部 竹本）

犯罪の発生は、戦後の混乱期に大幅に増加しておりまして、高度成長とともにだんだんと落ちついてきて、昭和40年代は戦後と現在と比べると非常に安定した状況にあった、

こういう意味でこのような表現をしている次第であります。

渡辺副会長

「昭和期」というのはどうなのでしょう。「比較的安定しておる昭和54年頃」というのに、昭和期というのを入れなければならないのか、その辺もよくわからないんですが、通常やる表現としてはどうなのかなと思います。

事務局（県警本部 竹本）

特に昭和という言葉にはこだわる必要はないと思います。

事務局（文化環境部 島田）

削除しても意味が通じる書き方で書き直しをします。

渡辺副会長

私は、戦後いろんな形で対比する場合は、こういう表現をしているのかなと思ったんですけども。

事務局（県民生活課 松岡）

特段、昭和期ということを入れなくても意味が通じるということであれば、整理をさせていただきますし、これがないと、ということであれば、また別途検討させていただきます。

渡辺副会長

4ページの「1 前文」ですが、2行目に「住民と行政が協働して進めていくことを県民に『伝える』ために、前文を設ける必要がある」とあります。前文というのは、伝えるためなのか、理解してもらうためなのか、それから進めていくことの必要性を理解してもらう、ということなのか。そういう前文の書き方が私もよくわかりませんので、「伝えるために」というのでいいのかどうかという疑問を持ったわけなんです。

稲田会長

ありがとうございました。どうでしょう、この点。

事務局（県民生活課 松岡）

第2回の検討会の中でご議論がございました。まず、高知県の特徴を出すための前文が必要であるというご意見があったと思います。その中でも安全で安心なまちづくりへの思い、この条例に込められた思いを県民の皆さま方に浸透させて、意識を高めるために前文が必要であるというような趣旨でございました。

条文というのは、趣旨を簡潔に表現していくものなので、何故この条例を制定するのか、前提となる県全体の犯罪の状況もあるだろうから、それは前文に盛り込もうということでした。協働して進めていくことを県民に「伝える」ということで整理ができると思います。

稲田会長

ありがとうございました。検討会の意見では恐らく前文の内容を具体的に書いているというよりは、前文を設けようということを言っているだけなので、なかなかその書きぶりというのが、ここの提言としては難しいのかなとは思いますが、具体化する中で前文をなお。

事務局（県民生活課 松岡）

意識を高めるなどいろいろなことがありますので、単に「伝える」というより、今、渡辺副会長さんがおっしゃいましたように「理解をしていただく」というようなことで書きぶりを変えさせていただきたいと思います。

稲田会長

分かりました。それは事務局の方でまた調整いただきたいと思います。

その調整をしていただいたのは、どうでしょうか。私も見せていただいて。

事務局（文化環境部 島田）

前文は、条例に設けたり設けなかったり、さまざまな形態がありますが、やはりそういう県民共通の理解を高めていくためにというとき、県民の皆さまが主体になって、こういう理念とかこういう願いでもって進めていきますよということが強調されるときに、前文なりがありますので、あとはここの「県民に伝えるために」という文言を直せば分かっていただけのじゃないかと思います。

あとは会長さんに一任という形にさせていただければ、大変ありがたいと思いますが。

稲田会長

よろしいでしょうか。今のような趣旨で書き直しをしていただいて、私が目を通させていただくということでよろしいでしょうか。（異議なし）ありがとうございます。

他に何かお気づきになりましたか。

山本委員

「12 防犯活動を行う団体についての情報の共有」で、趣旨の3番目、「熱心に取り組んでいる団体の活動云々…」のところですね、その最後の、「県民の防犯意識を高め、安全で安心なまちづくりが十分でない地域において」という、この「十分でない地域」という書き方、その後が「活動が芽生える」ということですが、何を以て十分か十分でないというのか、それから「十分でない地域において活動が芽生える」ということは、こちらが十分でないと決め付けでも、相手は一生懸命やっているつもりもありますので、この「十分でない」という書き方はどうかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

この「十分でない地域において活動が芽生えることも期待されます」という、この文言、何とか、ちょっと気になったんですけども、どうでしょうか。

事務局（文化環境部 島田）

例えば、安全で安心なまちづくりが県内で広く取り組まれることを期待しますというよ

うな、そういう文言に変えさせていただければいいのかなという気がしますが、いかがでしょうか。

稲田会長

ありがとうございました。これから取り組もうとする団体にとって参考になるということも書いてありますし、これからやるところもあるのかも分からないんですけども、そういうところはより活動が広まっていくということが期待されるというような形で、書きぶりを変えていただけたらいいかなと思います。

それについても事務局で調整をいただいて、私が見るという形でもよろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。

関根委員

前回は気になっておりました、発言の機会がなかったんですけども、5ページの上の方に、【検討会における意見】とありまして、「まちづくりという言葉は、…」という、この言葉の定義がございます。その2行目に「防災や防犯の観点からのコミュニティづくりということを表しているの」とありますけれども、こう表記しますと、まちづくり、あるいはコミュニティづくりが狭く規定されるような感じがいたしまして、例えばまちづくりというのは、特産品づくりもあれば、教育や環境への取組、さまざまなことを皆で協働してやろうという考え方ですので、ここを短く直すとすれば、「防災や防犯の観点をも含む」、「観点も含む」というような形にすればより正確になるかなということです。この表現だとちょっと規定が狭すぎるのではないかと思いました。

稲田会長

分かりました。ありがとうございました。

事務局（県民生活課 松岡）

これは確か関根先生のご意見で、私どもが狭く理解して表記してしまいましたので、今おっしゃいました、防災や防犯の観点も含めたということで、訂正させていただきます。

稲田会長

ありがとうございます。今日は最終的な提言をつくるという形なので、特に何ページから何ページというふうに区切らずにお聞きをしておりますが、他に何かお気づきになった点がありますでしょうか。

渡辺副会長

全体的に、私これに全て賛成なんですけど、今から申し上げますところは先ほど言われたちょっと字句的にどうなのか、これ含めるべきじゃないかなという小さなところですのでご勘弁いただきたいと思います。

5ページの「3 基本理念」で、県・県民・事業者・地域で活動する団体などということと、市町村がなぜ入らないかということが前回いろいろ出ておったと思いますが、市町

村は連携のところへ入れるから、個々の責務ではちょっとここでは外すと、こういうことだったように思います。

ただ、ここの基本理念とか、それから「4 県等の責務や役割」とか、こう一連の流れで行ったときに、市町村だけを抜き取っておるといようなことは、これちょっとどうかな、と。例えば基本理念のところにも、県・県民・事業所となっておるんですが、他のところと同じように県・市町村・県民・事業者云々と、団体などというように入れることによって、ここの趣旨のところの が県・市町村云々とか、そういう統一的なことから言えば、「県等の責務や役割」のところにも一応、安全で安心なまちづくりは県・市町村・県民が協力をしてやっていくということで、このあたりは入れておいたらどうでしょうかね。

それで、実際に責務のところでは、市町村は別のものだから、「市町村と連携」というところで別枠になるんですが、ここら辺りの趣旨とかいうところでは入れておいたほうが、流れがいいんじゃないかなという感じがいたしますが、いかがでございましょう。

稲田会長

はい、ありがとうございました。

「基本理念」の趣旨の のところには、確かに市町村というのも入っておりますね。ただ「5 県と市町村との連携」のところ、6 ページの一番下のところで書いてはおるわけですけども。

事務局（県民生活課 松岡）

基本理念のところにも、ゴシック体の太字で、県・県民と事業者と書いてあるところに、やっぱり基本理念なので市町村ということを入れるべきではないだろうかという御意見ですが、確かに趣旨の のところに「県、市町村、県民、事業者、地域で活動する団体などは、適切な役割分担をした上で」となっておりますので、ここの基本的な理念でございますので、こちらには整理をするということができると思います。

提言でございますし、基本理念のところにも市町村ということを書かせていただきたいと思えます。

ただ、提言には入りましても、市町村の責務を具体的に定めるということにつきましては、地方分権との関係があるので、この基本理念の部分が条例でどういう表現になるかにつきましては、法制上整理をさせていただきたいと思えます。

稲田会長

ありがとうございました。

岡本委員

13 ページの「18 住宅等の安全の確保」のところですが、等というのが付いておりますから意味は広いんでしょうが、この文を見る限り、住宅と共同住宅に対象が限られております。これから高知県は高齢化が進むことによって、大きな老人ホームなんかは目が

届いているからよろしいと思うんですが、グループホーム的な小さな規模のご老人が住むという場所において、まだそういうところで空き巣が入ったとかは聞いたことはございませんが、これからはそういうグループホーム的なところも視野に入れるような、もうちょっと広くくりで考えていったらどうかと思うんですけども。

稲田会長

グループホームというのは、共同住宅とはまたちょっと、概念としては区別をするような形になりますか。

岡本委員

普通の共同住宅とか住宅は家族とかで住んで、他の人が入ってこないわけですが、グループホームなどは5～6人とか少人数のお年寄りを集めて、介護の方、それから責任者の方もいらっしゃるわけですので、住まわれる場合もありますでしょうし、昼間だけ預かってもらえるというところもあると思うんですが、そこに生活しているということは変わらないのであって、財産をそこへ持ち込んでくるということはあまりないと思うんですが、やっぱりそういう視点も入れたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

病院に附属している介護型の施設は個人の単位で分かれていたりしますでしょうけども、最近使っていない民家をバリアフリー的に改造して、そこに通ってこられるとか、気の合う仲間といえますか、地域の方がそこに何人が集まって、というような場合が実際にあるようですし、これから増えてくると思うんですよね。

事務局（県民生活課 松岡）

岡本委員さんのおっしゃるとおり、いろんな形態のものがあると思います。13ページ一番下のところを、今の案は「共同住宅には」と言い切っており、「不特定多数のものが出入りできる共用部分があり」と続いています。例えばこれを「不特定多数の者が出入りできる共同住宅などには」ということにすれば、かなりなところが含まれるのではないかと、いろんなパターンの家屋の利用方法もあろうかと思えますので、そういうくりにして特に差し支えはないでしょうか、よろしいでしょうか。

「特に不特定多数の者が出入りできる共同住宅などには、入居者個人だけで犯罪の防止に必要な取組を行うことには限界があります」として。

岡本委員

そうですね、共同住宅などと、「など」が付いた方がいいと思います。

稲田会長

はい、ありがとうございました。

渡辺副会長

7ページ一番上の方、【検討会における意見】の中で、「市町村の安全で安心なまちづくりに関する条例が十分に機能していない」と、先ほど「十分でない地域」とかいろいろあ

ったので、こういうことで言い切っているのか、ちょっと一つ表現の方法に工夫があるかなと思ったんです。

それと15ページ、これは取組の件ですが、「2 具体的な内容」の(1)の真ん中ぐらいに、「健全育成」とありますね。これはやっぱり11ページと同じような表現で「少年の」とかを入れる方がいいんじゃないでしょうか。「14 少年の健全育成」と表現を統一する意味でどうだろうか、ということなんです。

それから、これは表現の方法ですが、11ページ、「13 児童等の安全の確保」のところで、趣旨のところに「心も体も成長の途上にある子どもは」とある、学校の先生がおいでるので、これは「途上」という表現がいいのか、「成長の過程にある」とかそういう表現がいいのか、通常使われる言葉として何があるかわかりませんが、ちょっとその辺りがどうかと思って、私がペンディングをつけたところです。

稲田会長

はい、ありがとうございます。まず7ページの【検討会における意見】のところですが、けれども、「十分に機能していないところがある」というような形で少しぼやかしてもよろしいかなと思います。全部が全部そうではないというご意見もあるかなと思いますので。ちょっと表現の方は考えていただいたらいいかなと思います。

それから11ページの「13 児童等の安全の確保」の趣旨で、「心も体も成長の途上にある」という表現なんです、これはどうでしょう、学校の先生のご意見として。

山本委員

成長期にある、ということでしょうか。

事務局（県民生活課 松岡）

これも含めて検討し、整理をいたしまして、適切な言葉にさせていただきます。あと、「健全育成」は「少年の」にさせていただきます。

稲田会長

「健全育成」、「少年」になりますかね。..少年という感じですか？
もっと小さい「子ども」ではどうでしょう。「少年」というとやはり十代という感じになってくると思うんですが、「子ども」というと全般的に含まれるのではと思います。この趣旨の 番のところは「子どもたち」と書いていて、 番のところは「少年」に対してということを書いてありますが、その辺は不明確は不明確ですね。

事務局（県民生活課 松岡）

放課後児童クラブや、居場所づくりということもございますし、良いことはほめるといった表現、内容からしますと、ここは「少年」ではなく「子ども」という整理をさせていただきますと思いますが、12ページには「本県の少年（20歳未満の者）の非行の状況から..」というところもございますので、「少年」でもいいのではないかと考えます。いか

がございましょうか。

稲田会長

厳密に言えば、少年という前に子どもの育成ということが本当は大切になってくると思うんですね。

それが非行という形で目立ってくると少年犯罪とかいう形で呼ばれるようになるけれども、実際のところは、子どもの頃からの健全に育つ環境が必要だという、本当はそういうことではないかと思うんです。この趣旨の書きぶりからは、少年というのが書きやすいということにはなるだろうと思うんですが。

事務局（県民生活課 松岡）

確かに、まず子どもを健全に育成するという視点が大事だと思います。子どもの健全育成ということになりましたら、趣旨の2つ目にありますように法やルールを守る意識を育てるとか、自分や他人の生命、物を大切にすることを養うとかということになります。

ただ、趣旨には非行を防止したり、非行からの早期の立ち直りという文言が入っております。そうなってくると、どうしても子どもというより、二十歳未満の者、少年という意味合いが出てきます。

先ほど1枚ペーパーをお回ししましたが、ここで議論になっておりました次代を担う少年が健全に育つ、ここでは少年という表現になっておりますが、犯罪の被害から守ることに加えて、犯罪を起こすことから守るための環境づくりということをご提案させていただきました。この部分と関係が出てくると思います。やはり、犯罪を起こすことから守るとなると、ちょっと年齢が上がってくるとということにもなってこようかと思えます。

事務局（文化環境部 島田）

実は私も検討会に出席ができなくて、皆から報告を受ける中でちょっと感じたことなのですが、先ほどから皆さんが言っておられるのは、多分、高知県の少年犯罪、非行率が高いということが大前提にあって、いろんな警察本部のお考えとかいろいろ議論する中で、ここに集約されたのじゃないかと思えます。今回のまちづくり条例の大きな視点、皆で子どもたちをそういう環境に置かない、環境から守っていこうという視点から言えば、確かにそこに犯罪が集中はしてはいても、そこに至るまでの社会的な背景というのもすごくあるわけですから、そういったことも含めて環境づくりをしていこうとなると、子どもの頃からそうならないための環境を作っていくということになる。そのように、もう少し幅広く提言をご検討いただいておりますならば、私達はここにそういったものもなお載せて、提言案としてお示しすることができたと思うのですが。

私が出席をしていなかったですので経過がわからなくて申し訳ないですが、そこはここに特化してご議論をされた結果ではないかなという気がいたしております。

本当にそういう幅広い視点で考えるならば、もう少し書き加えたりとか、補足したりと

かする必要があるのではないか、今の文を直したり、消すとかいう意味ではなく、本当に子どもの頃からのそういう環境作りが大切ですよという意味での皆さんのご意見であるならば、そこは少し整理をしないとイケないのかなというふうに今お聞きして感じているところなんです。

稲田会長

ありがとうございました。

事務局（県警本部 竹本）

この部分は警察の方からもご意見を言わせていただきます。

子どもというのは何歳以下とかいうことはいろいろ定義がありますけども、警察は、いわゆる二十歳未満、いわゆる少年ですね、子どもらも含めて全ての年齢の非行少年の対策が必要であると思っております。

子どもに限るというようなことではなしに、例えば19歳の少年であっても、5～6歳の子どものであっても、それぞれの年齢に応じた対策が、取組が必要であると思っております。

事務局（県民生活課 松岡）

「少年」か「子ども」かということがありますけれども、本当に子どもたちが健全に育成されるためにどんなことが必要であるかというような議論を、ここでもう一度お話が伺えたらいいかと思えます。確かに今まで、少年の非行が多いところから少年の非行防止というような観点を中心にして話をしてきたんじゃないかと思っております。それで、私どもも提言案をまとめ上げるときに、少年の、というようにしたわけでございます。

けれども、例えば子どもたちの「あいさつ運動」など、そういう幅広いところからということでございましたら、この趣旨のところ、先ほど部長が申しあげましたような、基本的な環境づくり、生活習慣といいますか、そういうところも入れるのか、そういうところをご議論いただけたらと思っております。

稲田会長

ありがとうございました。

私としては、この提言案は事務局に作っていただいたので、これをベースに議論を進めてきたわけですがけれども、子どもたちが安全に育つ環境というのをもっと作っていかうではないかという趣旨のご意見はこれまでも多々いただいていたと思うんですね。それで、それを受けて私の「はじめに」というのも付け加えて書いていただいたところがありますし、そういう論調ではなかったかなと。提言案として具体的にその検討が落ちていたと思います。

趣旨としては、少年非行というよりは、子ども、もっと小さい子どもの健全育成を図っていく環境が大事だよという御意見という感じですか。いかがでしょう。

西沢委員

非常に頭のいい方ばかりだなあと(笑)。今日は非常に勉強させていただいているというふうに見ておるんですけども、取組の内容までここで出てこないと思いますよ。

取組ということであれば、各地区でいろんな取り組み方があるでしょう。

私のところでは、若衆会という会がありまして、50歳までの定年で40名ぐらいの会員がいるんですが、炭焼き体験をすとか、いかだ流しをすとか、泥んこドッチボール大会をすとか、いろんな取組の中で子どもたちと共に生きていくというか、遊ぶというか、その中で豊かな心を作ろうということで、うちの地区の子どもに関してはいい子ばかりだと、私は思ってます。

取り組むのにここをこういうふうにしていったらいいだろうというのは、やはり、なかなかないと思いますよ。地区地区でいろいろとあると思うんですよ。奈路地区や、いろんな地区でやっています。取組というのは、これは今後の課題ではないかなと、いろんな地区の話聞きながら、条例ができた後の方向性という話じゃないかなと思うんですけどね。あえて、ここで言葉で入れるというのは非常に難しいような気がします。

稲田会長

はい、ありがとうございます。

この先の具体の取組というのが、一番大切になってくると思うんですが、提言というのは、本当に第一歩ですから、その表現というのはなかなか本当に難しいところです。

これからもちろん推進計画なども作っていくわけですが、やはり、提言である以上、より大きいところで捉えて記載をする必要があると思うんですが、その趣旨ですね。

なかなか言葉の定義が難しいですけども、どうしても少年というと犯罪という感じに引きつけられるかもしれない。少年犯罪というのがどうしても頭に浮かんでしまう。そうではなくて、「子どもの健全育成」というところで書いていったらどうかという感じはするんですね。

式地委員

表現が難しいなと思って聞いてたんですけど、「少年」でも私達から見ると子どもは子どもかな、と思いました。少年といたら、ちょっと年の上な人のイメージはあるんですけども、本当に私達から見れば子どもは子どもなので、「子どもの健全育成」でもいいんじゃないかなと思いました。

関根委員

先ほどの「子ども」あるいは「児童」、この言葉遣いをいろいろと考えていたんですが、今発言しようと思ったのは、「14 少年の健全育成」というところに「犯罪を起こすことから守っていく」という考えを入れておりますね。ところが、その子どもと少年という関連で言えば、もういわゆる二十歳未満の少年という段階ではもう遅いのではないかと、

もっと子どもの頃から、特に小学校時代、あるいはさらに小学校に上がる前が大事かと思うんですね。

その中で、愛情に包みながら、何が正しくて、何がいけないかという規範もきちっと教えていく、責任感を持たせる、それは少年で整理したのでは時期的には遅い。これをどう書き分けるかという辺りが非常に難しいですけれども、もう一工夫あってもいいかなという感じはしております。

事務局（県民生活課 松岡）

まさに、ここに書いてあるのは、どちらかといえば年齢が高い子どもたちの非行の防止とか立ち直りなんですけども、今先生が言われましたのは、小学生とかもっとその前の段階、本当に幼いときから、健全に育てるために何をすべきかというところをもう一つ書き加えるべきというご意見として承ってよろしいでしょうか。

小橋委員

結論的には、今、関根先生がおっしゃったことでよろしいのではないかなと思います。

古い話になりますが、昭和57年に、善通寺にある少年院を視察させてもらったことがあるんです。そのときには教頭会ということで行ったんですけれども、面白半分に行くんじゃないぞということで、かなり質問なんかも準備して行かせてもらいました。そのとき、その施設の院長さんが、関根先生がおっしゃったことと同じ事を言ってたんですね。

竹本さんがさっきおっしゃった昭和期の問題と関係がありますが、少年院の院長さんが、高知県の少年がものすごく増えてきましたということを57年度におっしゃっていました。それから、丸亀にある少女院ですね、これはもう断然高知県の方が多いですよということも言われておりました。

僕も退職してからちょっと年数が経ったんで、少し分からなくなっている面もありますけれども、佐世保であった事件ですね、そのことについて私はノーコメントにしていますが、ここではそういうわけにはいかないのですが、幼児期の発達に応じたきちんとした対応が必要なのではないかという思いがある。食育が大切だということも数年前から言われていたが、今、学校教育の中ではただ知識、知識で行っている。

由原委員

やはり関根先生が言われたように、いわゆる幼少期からの健全育成を入れていくべきだと思います。

稲田会長

それでは、皆さまのご意見は大体そういうことだと思いますので、事務局の方で文言については、調整をお願いしてよろしいでしょうか。それで、また私の方で見させていただいてというのでよろしいのかどうか、きっと大事なことはと思いますが、ご趣旨としては十分承ったと思いますので。

事務局（県民生活課 松岡）

今日の協議で書き加えるべき趣旨を確認させていただきたいと思いますが、子どもが小さなうちから健全に育つ環境が必要である、そのための環境づくりをすべきであると、そういう観点からこれに加えるという意味でよろしいですか。

稲田会長

この趣旨には、少年非行の状況ということが一番最初に出て来ていますけれども、それよりは、小さな頃からの子どもの健全の育成ということを最初に持ってきていただきたいと思います。

事務局（県民生活課 松岡）

わかりました。ちょっと整理させていただきますが、安全安心まちづくりの条例でございますので、子どもたちが健全に育つ環境づくりのために皆が努力をしていくというような一言を、今、会長さんがこの趣旨の最初というようにおっしゃいましたけれども、そこに加えるということでもよろしいでしょうか。内容は検討して、また会長さんにご相談をさせていただきますので。

稲田会長

ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。特に分野は限りませんが、よろしいですか。

寺尾委員さん、何かございますか。

寺尾委員

犯罪が低年齢化しているので、少年にこだわらず、子どものときからということでもよろしいと思います。

稲田会長

岡本委員さん、お願いいたします。

岡本委員

15ページの「(1)地域住民がお互い見守り、支え合う地域社会をつくること」の中の、健全育成について、パブリックコメントにもありましたが、健全育成のために、小学校の児童全てにスポーツの楽しさを理解してもらいたい。健全育成のための活動拠点づくりも必要ですが、今、小学校は放課後に運動場を使わせてくれないところがほとんどだと思うんです。

私は子どもが高知市内の小学校に通っていますが、それで子どもが帰って遊ぶ場所がない。ボール遊びをしたくても、公園でやったら近所の人が「公園でボール遊びをしたらガラスが割れて危ないし、やめてくれ」と学校に電話してくる。広っぱがない、駐車場なんかも遊んではいけないので、遊ぶところがなくて結局家で集まってゲーム、ゲーム、ゲーム、になってしまう。お願いなんです、学校の事情もいろいろあると思うんですが、日

暮れぐらいまでは校庭をドッチボールやボール遊びが自由にできるそういう場所に、開放してほしいなと本当にいつも思っています。

山本委員

南国市では、水曜日に社会体育の指導者の方がおいでくださいます。子どもたちはサッカーをやったりしています。土曜日もちろん、日曜日野球もやっています。今は開かれた学校づくりということで施設等も開放しておりますし、それはできるんじゃないかと思えますですけども。

西沢委員

教育委員会の開放委員会というのがあるんですよ。その中で調整してますんで、高知市内はいけるんじゃないかという気がしますけどね。そういうことは行政の方に聞いていただいて。

由原委員

私達民生委員は児童委員もしていますが、小学生と中学生を対象にとったアンケートで、やはり居場所を提供してくれと。土日、いわゆる学校5日制になったけど、土日の休みの居場所がないから、居場所を探してほしいという要望がたくさんあったわけです。それで、今言われたとおり学校が体育館を開放するとか、そういうこともやっぱりやっていただきたいと思うんですよ。

事務局（教育政策課 合田）

県の教育委員会でございます。

先ほど南国の校長先生からやっておられるという話もございましたし、最初のご発言の方からはやってないという話もございました。結局は、市町村単位で多分、いろいろ取り扱いというか対応が違っていると思います。県教委からこうなさいとか、ああなさいとかというような類のお話ではございませんので、各市町村教委の方が判断されていると思いますし、ひょっとしたら学校単位でいろいろご判断されているかも知れません。まずは学校にご相談とか、市町村教委にご相談ということで、解決の糸口というようなものが見えるかも知れません。まずはご相談していただいたらどうかなと思っています。

稲田会長

ありがとうございました。今、岡本委員さん、それから由原委員さん、皆さまがおっしゃった視点というのは非常に大事だと思います。取組のところの で、放課後や週末における安全で安心な活動拠点、居場所づくりが必要だということが書かれていますので、その中に含まれることなのかなとは思ったんですが、より具体的にしていくとなると、また推進計画の中でもご意見をいただいて、具体化をしていくことが必要かなというように思います。

貴重なご意見と思います。是非、具体化ですね、具体化が最も大切なことになってくる

と思います。

事務局（県民生活課 松岡）

今、市町村の教育委員会ということをお伺いしましたので、これから市町村の方とも連携を取っていく際に、いろいろと情報交換もしていきたいので、そういうご要望があったということは是非お伝えしていきたいと考えております。

山本委員

放課後、下校が4時半ぐらいになりますので、用がない子どもたちには「もう早く帰りなさい」ということは指導しています。さっき申しましたように、社会体育でやる子どもたちは学校におるということで、何も入っていない子どもには早く帰ったほうがいいですよと、友達と帰ったほうが、特に低学年は高学年と一緒に帰ったほうが安全だからということで、早く帰りなさいと指導することはあります。

寺尾委員

小学生の子どもたちが近くの田んぼでキャッチボールをいたしまして、ズボンやら靴下やら泥だらけになって帰るものですから、母親たちが「子どもたちが遊べるグラウンドを作してほしい」という要望を出しましたら、河川敷に大きなグラウンドを作ってくれました。けれども、それが出来上がると同時に遊びが変わってまいりまして、外で遊ぶより室内での遊びが主流になってきまして、今はグラウンドが草ぼうぼうの状態でございます。以前と違い子どもが外で遊ぶ姿を本当に見かけなくなりました。市町村によって状態が違ふと思いますけれども、私は安芸市ですけれども、そういう状態でございます。

稲田会長

はい、ありがとうございます。場所の提供とともにですね、どうやったら子どもたちが本当にいろんな体験をしながら成長できるのかというところが、やはり非常に大事なところだと思います。

実は、私は「高知県子ども条例」を推進する推進計画を作る委員会にいまして、昨日もその委員会に行ってたんですが、子どもたちの心の拠り所、身の置き所、両方確保が必要だねという話をしておりました。子ども条例の推進の中でも、そのための推進計画を作っていこうというのがあります。この検討会については、やはり環境づくりという面から、もちろん物理的な環境というのもあるでしょうし、地域のネットワークの中でどう子どもの環境を整えていくかという面が、やはりまちづくりという言葉の意味だと思いますので、そこをうまく盛り込んでいけたらいいかなというように考えております。

もう今日が最後の検討会になります。何か言い残したことがありましたらどうぞ。

それでは、この案を持ちまして、先ほど皆さまからご意見をいただいた点については直させていただきます、事務局の方と調整が必要な点については私の方で調整をさせていただきますということで、提言案ということでまとめてよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局から今後の予定を説明してください。

事務局(県民生活課 松岡)

この提言でございますけれども、訂正するべきところの内容を会長さんにご相談して訂正した上で、12月25日の16時から会長さんから知事に提言を渡していただく予定にしております。そのとき同席していただく方を、皆さま方年末でお忙しいと思いますが、何人かの方に声を掛けさせていただくことにしたいと思っております。

あと、提言をいただいた後は、この趣旨を踏まえまして早急に条例案を作成いたしまして、2月議会に提案をするということにいたしたいと思っております。

今回の検討会で提言に対する協議というのは、一応終了したわけでございますが、委員の皆さまには来年度また推進計画の策定に際しまして、ご意見を伺うということにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

稲田会長

ありがとうございました。では25日に、私と、それからこれから声をお掛けすることですが、委員の皆さま何人か、是非一緒に来ていただきまして、橋本知事に提言をお渡ししたいと思っております。

その他、事務局から連絡事項はありますか。

事務局(県民生活課 松岡)

25日でございますけれども、県警の本部長さんも同席ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

あと、連絡事項としましては、議事録の確認をお願いさせていただきたいと思っております。今、概要ということで皆さま方にお配りしたり、ホームページに載せております。議事録はかなり量が多くて恐縮でございますが、皆さま方、ご発言の内容をご確認の上、ご連絡をお願いしたいと思います。送らせていただきますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

稲田会長

分かりました。それでは皆さまよろしく願いいたします。

それでは、私はこれで提言案をまとめたということで、会長の務めを終えますが、一言皆さま方にお礼を申し上げたいと思っております。

非常に短期間の間に幾度もお集まりをいただき、熱心にご議論をいただきまして本当にありがとうございました。

核家族化が進行して、地域のネットワークというのが薄れていると言われていの中で、こういった条例を作っていくという提言をするということは、本当に意義深いことだと思います。

実は、土曜日に、私何気なく病院の待合室でテレビを見ていましたら、20年くらい前の話で、姫路か何かの城下町の再編の話か何かをやっていたんですね。その昭和の頃の皆さんの生活の姿を映したテレビをやってまして、それが非常に地域のつながりが強くて、生き生きしている。子どもさんがそこで生まれて、今、そのお子さんが大学生とかになっているという話だったんですけども、本当に地域の方に見守られて育てているという姿が映し出されておりました。本当にこういったことというのは、今、失われてきているなと感じました。

そういった時代ですけれども、そのネットワークを作っていくということは決して不可能ではないだろうと。皆さんが意識を高めていったら、安全で安心に暮していくということは決して不可能ではないし、やっていかなければならないことなんだな、と。その一つの契機に、この条例がなっていったらいいなと思いました。

ここにお集まりいただいている皆さんの活動が非常に熱心で、いろんなことをされているんだなということを知りまして、私は大変驚きました。私とその活動を知らなかったということがまた問題なんだろうと思うんですね。知らなかった部分がたくさんあります。そういったことをもっともっと広めていくことが大事なんだなということを感じました。

本当にいろんな大変たくさんの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。それでは、ここで司会にマイクをお返ししたいと思います。(拍手)

事務局(県民生活課 宮地)

どうもありがとうございました。約2か月でしたが、安全安心まちづくりについてのご議論をありがとうございました。

提言への検討会の最後にあたりまして、島田文化環境部長からご挨拶を申し上げます。

事務局(文化環境部長 島田)

島田でございます。私自身はなかなかこの会に参加できなくて大変申し訳ないという思いでいっぱいですが、会長さん、そして副会長さん、委員の皆さま方には、県民の皆さん共通の願いではありながら、やはりその実現ということを考えましたときはなかなか大変な課題もある、安全で安心なまちづくりという難しい課題について毎回毎回熱心にご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

一番最初の会には出席をさせていただきましたが、最初の検討会では各委員の皆さんが日頃取り組んでおられる事例をお話していただいたりとか、地域のことや子どもさんたちのことは自分たちで守るんだという、そういう熱い思いを感じ取ることもできました。そして、2回目以降は条例に盛り込む事項や提言内容についてご議論を深めていただきまして、そしてさまざまなご意見の中から、犯罪のない安全で安心なまちづくりというのは、お互いに見守りあい、支えあう、そういう地域社会を実現するということにつながっていくのではないかと、そして一人ひとりの防犯意識を高めていくことも大切ではないのかとい

ったこと、そしてそのためには県民の皆さまをはじめ、さまざまな関係する団体の皆さま、行政ももちろんですが、そういうさまざまな皆さんが連携をして取り組むことが大事ですということもお示しをいただきました。

そして、その犯罪を防ぎますためには、地域の中でいかに情報、例えば不審者の情報ですとか、犯罪があったときには、たちまち速やかに地域に伝わっていく、そういう仕組みというか、そういう情報が伝わるようなこともこれから大事じゃないかといったようなさまざまなご意見もお聞きしました。

先ほど会長さんからもありましたように、短い時間で本当に多くのご検討をいただきまして大変ご苦労さまでございました、本当にありがとうございました。

私達、今回提言をいただきましたこの内容を早急に条例化をしますとともに、本日ここに警察をはじめ、教育委員会、関係する部局の多くの職員も出席しておりますので、県庁だけでなく、いろんなところが力をあわせて一緒になって取り組んでまいりますし、また、県民の皆さまをはじめいろんな団体の皆さんと、この提言、条例の制定をきっかけとしまして、一つひとつ着実に、そしてより一つひとつ幅広く歩んでいけますような、そんな取組にしていきたいと思っております。条例ができましたときに、理念的になってその後がどうなっているのということもありますが、この条例は決してそうではないということで私達も取り組んでいく、そういう気持ちで臨んでおりますので、これからもいろんな形でお世話になることと思っておりますが、よろしく願いをいたしまして、本当にこれまでの皆さんのご協議に対しましてお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきたいと思っております。

本当に皆さん、長い間ありがとうございました。

事務局（県民生活課 宮地）

以上をもちまして、第4回安全安心まちづくり検討会を閉会します。皆さま、どうもありがとうございました。

15時23分閉会